

# 花菖蒲ノ會會報

現在の神社界の憂うべき状況について、「月刊若木」は現執行部の意向に沿った内容ばかりの掲載ですし、「神社新報」も独立した報道機関のはずですが、情報提供は不十分としか言へません。

しかし、いくつもの神社庁で、庁長の皆さんが積極的に発言され、またそれぞれの「庁報」で県内に周知をはかられてをります。

かうした事例のいくつかを、本誌面に転載させていただき、ひろく全国のみなさまが本問題を考へるための材料にさせていただきます。

よろしくご参照ください。

**今、我々は諍いをして  
いる場合であろうか**  
く本庁の総長選任をめ  
ぐる混乱の問題点く

福島県神社庁長

丹治正博

※令和四年六月三日付で神社本庁より各県神社庁長に送付された通知では、総長・副総長が決定に至らず、後任者が就任する時までなお在任するとの解釈がなされている事から、本稿では「田中なお在

任総長」との表記をさせて頂く。

◎

去る十二月二十二日に東京地裁で「田中なお在任総長」に対して、鷹司統理により指名された芦原高穂氏（北海道神社庁長）が総長の地位にあることの確認を求める訴えは、請求棄却（敗訴）の判決が下された。芦原高穂氏側は直ちに控訴手続きを取った。

神社本庁では、いまだに総長が決まらず、地位確認の裁判にまで持ち込まれるという異常



令和5年  
2月1日  
第9号

な事態が続いている。ここまでの本庁を巡る一連の騒動については、争点が見えづらく、また、「田中なお在任総長」側が、本庁の全神職向け機関誌「若木」や神社新報紙面を使い、自己を正当化するため、かなり偏った論調を展開している。コロナ禍が続く、人との距離をとらなければならぬ状況だからこそ余計に、人々が世代を超えてつながる神社の伝統行事に力を注がねばならない。今、我々は内輪の諍いをしている場合ではない。事態を静観されている神社関係者に向けて、改めて今何が問題となっているのか、この際、問題点を分かりやすく整理してみたい。そして神社界正常化のための意思を表明して欲しいと切に望むものである。

◎

1、本庁役員会の議決（多数決）は統理の権限を越えるのか、

蔑ろにされる「神社本庁憲章」

東京地裁判決から読み取れることは、判決理由中において、神社界の憲法とも言うべき「神社本庁憲章」が完全に無視されていることである。宗教法人にあっては、代表役員選任は文化庁の認証を受けた規則（神社本庁で言う「庁規」）に基づいて決められる。そして「神社本庁憲章」は宗教法人法に基づく規則ではないため、宗教法人の代表役員の地位を裁判所が判断するにあたって考慮する必要はないという理屈もあり得ないではない。司法の手に委ねればそのような一見「合理的」な判断が導き出される可能性も予想された。しかし、この考え方は、「神社本庁憲章」の「庁規」に対する優位性を無視、または否定するもので、我々神社人には到底容認出来るものではない。敢えて「神社本庁憲章」の法規範性に触れずに、司法のお墨付きを得て自らの優位性を主張する、これを「田中なお在任総長」側が意図したとすれば、自らの手で「神社本庁憲章」の権

威を踏みにじる、まさに本庁の懲戒対象（「懲戒規程」第一条、第二条2項）となる行為と言わざるを得ない。無関心を決め込んでいる全国の神職各位はこの事態をどう考えるのか。我々の先達たちの魂が込められた神社界の憲法ともいべき「神社本庁憲章」を踏みにじってでも自分たちの地位を守りたいのであろうか。

## 2、多数決が全てに優先する のか

令和四年五月の本庁評議員会では、満場一致で鷹司氏が統理に推戴された。そして統理様は続く令和四年十月評議員会冒頭のご挨拶で改めて我々の前で芦原高穂氏を総長に指名する旨明言された。統理様は本庁の将来に強い危機感をお持ちで、「透明性」と「公平性」が確保された正常な本庁運営への回帰を期待され、芦原氏を新総長に指名

されたことはまことに重いご決断といふべきであろう。

重い決意をされた統理様を支持して、お考えを体现すべき役員会では、あろうことか九名の理事と総務部長が統理様の新総長指名を認めず、多数決の論理で田中理事の総長再任を迫った。

神社本庁の業務は、統理の指揮下において実施されており、役員会が多数決での総長決定を統理に迫ることはありえない。裁判所の判断が役員会の決定を支持するとするならば、神社本庁が統理の指揮下で全ての業務を遂行してきたという被包括宗教団体成立以来の事実及び慣習を否定することになり、そうであるならば、逆に全ての業務は総長及び役員会の指揮下で行われてきた事を証明すべきと考えらる。

こと総長の選任に関し、統理の意向を無視して多数決に持ち込もうとする今の本庁役員会で

あるが、役員会を構成し、彼等がこだわる勢力地図を決定する地区理事は、各地区において慣例に則って公正に選任されている筈である。しかし、昨年の改選では東北で異例の事態が起こった。東北地区においては、庁長在任期間が長い順に地区理事を決めてきた慣例があるが、今回の改選においてはこの長い慣例が覆されたのである。福島にとつてまさに屈辱の出来事があったことを県内神職は心にお留め頂きたい。

## 3、長期の体制がもたらしたもの

長期に亘り役職にとどまることを一概に害悪であると決めつけるべきではない。しかし、

「田中なお在任総長」体制の二十年間で何が起きたのか、此の間、別表神社六社が本庁を離脱、更に社頭での憲法改正署名や「GRTQ問題など、様々な思想信条の氏子崇敬者に対応しなければならぬ地方神社の神職を苦境に立たせるといふ踏み越えてはならぬ一線を越えた政治活動

への傾倒、職舎売却からむ疑惑と、これを内部告発した部長らの懲戒解雇処分等に端を発した裁判は多くの評議員や神社関係者の意向を無視して最高裁まで争われ、しかも、裁判所が当該懲戒解雇を無効とすれば本庁は機能不全に陥り日本の国体が破壊されるなどという荒唐無稽な主張を展開して世間の嘲笑を買い、結果本庁は敗訴、加えて本庁幹部職員による不倫露見、人事委員会ほか各種委員会の不透明な人事など、問題が続発した。地位にあるものは一点の疑いでも持たれれば、潔くその地位を辞することが「恥」を重んじる我が国の国柄であり、神職こそがその体现者ではなかったのか。

## 4、福島は本庁からの恩義 を忘れたのか

東日本大震災での本庁からの多大な支援には感謝してもし切れぬほどの恩義を感じている。

しかし、本庁職員の不祥事を始め職舎問題からむ疑惑については、責任の所在を問うべき

## 統理様のもとで

## 神社界の真姿を顕現しよう



を求めた。

以上が現在までの経緯である。統理様は神社本庁の代表であり、総長は統理様の命を受けて庁務を総管する立場であり、役員会は統理様が招集することになっている。

また、宗教法入法では代表役員は役員の互選となっているが、庁規も神社規則も別段の定めを設けており、庁規では「役員会の議を経て統理が指名する」、神社規則では「宮司を以て充てる」としている。昭和二十七年制定の庁規の条項の解釈を巡っての騒動に、今更という思いと、庁規の解釈を司法による判断に頼らざるを得ない現状を鑑みたとき、神社界の良き伝統や風習が瓦解する恐れがある。庁規の解釈は司法ではなく、最高議決機関である評議員会に於いて決すべき問題であろうが、現在の役員は評議員会に諮らうとはしない。

明性」と「公平性」が確保された正常な庁務運営に立ち返ることを期待して、芦原氏を総長に指名したことは重い決断であったと思われる。その統理様の思いを体得して統理様を支えるのが役員の務めである筈である。

役員会では田中氏を新総長として推す理事の方が多いようであるが、多数決の論理で統理様が自ら作成した総長指名書を無効とした。また多数決により決め、強引に指名いただくことは統理様が危惧する透明性や公平性の担保にはならない。

神社に於いては各種の承認申請書を本庁に提出する際には責任役員全員の賛成を求められるが、神社を包括し指導する立場の本庁に於いて多数決で事案が執り進められることは整合性に欠けていると言わざるを得ない。

本庁広報紙の『若木』や『神社新報』等でこの問題が報じられているが、神社界全体で推挙した統理様を中心にもう一度神社界が一丸となり、明

き浄き誠の心を持った神社本庁となることを願うばかりである。

## 神奈川県神社庁庁報

### 「庁報かながわ」第二二二号

神奈川県神社庁設立七十五周年  
県神社総代会連合会設立六十五周年  
神道政治連盟県本部設立五十周年  
記念大会(令和四年十一月二十九日)  
の報告記事の一部

次に、ご来賓の方々を代表し、鷹司尚武神社本庁統理が祝辞を述べられ、神宮の御事について久邇朝尊様の大宮司御就任と神宮大麻全国頒布百五十年の佳節に慶賀の意を表し、次の式年遷宮に向け神宮大麻頒布促進に、関係者のさらなる尽力を期されました。

(中略)

また鷹司統理は、神社本庁として、設立百年を見据えた斯界の発展に邁進して行くこと述べられ、昨今の神社本庁を巡る係争中の事案が解決を見ないことについて、皆の心が一つになることを祈ってあるとしながら、「形あるものは必ず崩れる。作り直してばかりはゐられないが、繰り返し

繰り返し事を据えろといふこともやらなければならぬ。一度では済まないが、何年かかっても正しいものを求めてそれを実現させていく。」と述べられ、「神奈川県はやる気、あるいはやろうとする期待に向けての動きが活発」(略)「非常に心強い。どうかあきらめずに協力頂きたい」と述べられ、神社本庁に係る諸問題による斯界の混乱を憂ひ、時間をかけてでも正道を歩むことを期されました。

ご意見と入会希望者は以下のアドレスにメールでお願いします。

(会報はメール優先します)

[hanashobu2605@gmail.com](mailto:hanashobu2605@gmail.com)

入会申込必要事項:

- ①花菖蒲ノ會趣旨に賛同します
- ②氏名 ③神社/役職
- ④郵便番号 住所
- ⑤電話番号 ⑥メールアドレス

(メール発信不都合は下記にファクス可)

FAX: 03-3668-4097